

就学事務システム(学齢簿編製等)の標準化を推進するための調査研究
(第2回) 有識者検討会 議事要旨

1. 日 時 令和3年2月8日(月) 15:00~17:00
2. 場 所 株式会社内田洋行 東陽町オフィス
3. 出席者(以下、敬称略)
有識者検討会
高橋座長、伊藤委員(福岡市)*、原委員(姫路市)*、畔蒜委員(香取市)、
伊佐治委員(御嵩町)*
文部科学省 初等中等教育企画課 教育制度改革室(以下、主管室)
松岡室長補佐*、伊藤専門職
大臣官房政策課 サイバーセキュリティ・情報化推進室
風間室長補佐*
阿部 CIO 補佐官*
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室(以下、IT室)
高久参事官補佐*
事務局(内田洋行) 井上(由)、小森、坂本、加村、大塚、鈴木、
井上(裕)、川北
※ 出席者名の右上に * マークがある方はオンライン参加
4. 配布資料
事務局より

(1) 資料1	就学事務(学齢簿)ヒアリング結果一覧表
(2) 資料2	検討事項
(3) 別紙1	検討テーマ参考資料「機能要件に関する事項」
(4) 別紙2	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】_支援対象者【抜粋】
(5) 別紙3	区域外就学協議書等サンプル
(6) 別紙4	入級等決定通知書等サンプル
(7) 別紙5	外国人出入国記録照会書サンプル
(8) 別紙6	検討テーマ参考資料「帳票要件に関する事項」
5. 議事概要
 - (1) 開会
 - ①初等中等教育企画課 教育制度改革室 松岡室長補佐から挨拶
 - ②事務局から概況報告
 - (2) 議題1 機能要件に関する事項について
事務局及び座長から、資料2について説明し、意見交換を行った。
(詳細は以下参照)

①学校選択制について

(事務局) 当初は学校選択制採用の有無でシステム仕様に差が生じることが懸念されたが、大きな機能差はなく業務を実施する時期や通知書の内容が異なる程度であったため、機能要件は共通で扱い、帳票要件で場合分けを検討するようにしたいが、賛同していただけるか。

(座長) 委員より事務局案に反対の意見はないため、上記の方向性の通りとする。

②住民記録システムからの自動的な記載事項変更について

(事務局) 仕様書ひな型においては、記載事項の変更について、住民記録システムから自動的に反映することが前提となっているが、ヒアリング自治体及びシステムベンダーにおいては考え方が異なっているため、各自治体の運用を確認したい。

(委員 1) 住民記録システムのデータ更新と学齢簿のデータ更新が完全連動してしまうことは避ける方が望ましい。まず、権限者による追記・修正機能が必要だとしても、学齢簿システムが住民記録システムに包含されている場合、住基のデータベースを参照しているなど、強制修正は難しいと考える。権限者による追記・修正は選択可能な機能として定義すべきではないか。また、住民記録の異動データに不備がある場合や、学齢簿システム上で不都合なデータになっている可能性も有るため、追記修正の処理履歴管理も必要。さらに、住民記録システムの自動連携項目は自治体により要件に幅があると推測されるため、権限者によりパラメータで設定できるようにして欲しい。

(委員 2) 当自治体では、住民記録システムと学齢簿システムの情報は別で、住民記録システムに変更がある場合には、学齢簿システム上にアラートが出る。データの連携をすることも可能だが不整合がある場合には担当者がそれぞれ修正できるようにしている。

(委員 3) 当自治体では、住民記録システムからの連携ではなく、住民情報に住登外情報を追加した統合宛名システムがあり、学齢簿は統合宛名システムと連携している。更新情報の取込は自動で行っており、取込み結果一覧を確認して修正要否を確認している。自治体規模によって住民異動の多い・少ないにより、自動連携の要否が異なることが想定されるので、連携仕様を1つに決めてしまわない方が良い。

(委員 4) 住民記録システムからの自動反映は賛成だが、他市町村と学校を共同運営している場合は、他市町村の住民記録システムから情報を取得することはできないので、異動一覧が出ると良い。

(座長) データの反映方法は自動に限定することは望ましくない。また、更

新対象の一覧を確認できるようにする等の対応も必要となるため、事務局にて継続検討の上案を作成する。

③保護者の設定について

(事務局) 仕様書ひな型では「保護者の設定ができること」と定義されているのみだが、ヒアリング自治体及びシステムベンダーにおいては何かしらの自動判定を行っているケースが多く、自動判定を標準仕様を含めたいが、自動判定の条件は、世帯主か、続柄から判断か、等分かれているので、各自治体の運用を確認したい。

(委員 1) 保護者の自動判定要件は各自治体の実情に合わせて決められることが望ましいため、1つに決めるのではなく、パターン化・優先順位設定ができると望ましい。

(委員 2) 自動判定した結果を初期値とし、必要に応じ修正できると良い。

(委員 3) 当自治体の学齢簿システムは保護者欄と世帯主欄が分かれており、世帯主欄には自動的に宛名統合システム上の世帯主が連携されるようになっているが、自動取込した結果を必要に応じ適宜修正している。

(委員 4) 資料 1 の通り、県内自治体では筆頭者を設定しているが、外国籍の住民等の場合に設定できない可能性があり、その分は続柄で判定をしたり、手打ちしたりしている。自動判定を標準仕様に入れることは賛成。

(座長) 自動判別ができる方向性とするが、その範囲は事務局で再度検討していく。

④再転入等による学齢簿の二重登録について

(事務局) 住民記録システムの標準仕様書に記載されている仕様に準じるのか、別途独自の管理を行うのか、標準仕様としないのか、を検討したい。

(委員 1) 個人番号（マイナンバー）を活用することが望ましい。

(委員 2) 個人番号を使用して個人特定をし、二重登録を防いでほしい。

(委員 3) 当自治体では確認する場合は統合宛名システムで行っており、学齢簿としての機能ではない。

(委員 4) 個人番号、在留番号を活用して欲しい。

※現在の番号法上使用できないため、今後の検討課題とした。

⑤支援対象者（DV・ストーカー等）の管理について

(事務局) ヒアリング自治体においては、管理方法が様々であった。また、住民記録システムの標準仕様書においてはより詳細な情報を別途管理することが示されている。それに準じるのか、独自の管理を行うのか、標準仕様としないのか、を検討したい。

(委員 1) 住民記録システムに準拠する形が良く、危機管理情報は部署隔てなくリアルタイムで閲覧できるようにすべきだと考える。当自治体では、子ども家庭総合支援拠点、家庭児童相談室等、子どもの保護に特化した情報を持つ部門と、DV・ストーカー等を担当する部門が、情報を共有し、連携している。対象家庭は住所を特定している場合と、市内外を転々としている場合とがあり、後者の場合は他市とも情報共有している。また、DV・ストーカー等の加害者が自治体職員にいる可能性も考慮して、閲覧権限の管理も必要となる。

(委員 2) 住登外の児童情報は住民記録システムでは管理対象外となっているため、DV 管理に関する情報の管理も学齢簿システムでのみ行っている。

(当自治体では、住登外者の情報は教育委員会が学齢簿システムだけに入力しているので、住民記録システムから情報連携は行わない。住登者の DV 管理に関する情報は住民記録システムから情報連携している。) また区役所の職員は住登外者の情報は閲覧できないようになっている。

(委員 3) 当自治体では、統合宛名システム上管理している。住民基本台帳情報からの情報だけでなく福祉部門が取扱い注意のフラグを立てており、取扱注意情報の詳細は入力部門だけが見られるようになっている。フラグ情報ごと学齢簿システムに取り込み、要注意児童フラグが立っていたら、統合宛名システムでどこの部門でフラグを立てたのか確認するようにしている。また、学齢簿システムに直接取扱い注意情報を入力することも可能。

(委員 4) 住民記録システムから情報連携するのはもちろんだが、住登外の場合に管理ができないのは困るので、教育委員会で持っている情報は学齢簿システムに対し直接情報入力できるようにしてほしい。当自治体では、基本的には住民記録システムから情報連携しているが、隣接自治体の DV 情報は直接入力している。

(事務局) 別紙 2 住基システム標準仕様書 1.1.16 支援対象者管理において、フラグを立てるだけでなく加害者情報までを管理するよう示されている。学齢簿システムではどこまで管理すべきか、住民記録システムと同項目まで管理するのか、最終的に別システム・別部門へ参照する前提でフラグを立てられれば良いのかを知りたい。

(委員 3) 福祉や保険分野の制度では、住所地特例という扱いのものがある自治体外に異動しても自治体内で住登外登録し管理する場合がある。学齢簿管理においても DV 等で住民票を移せない場合などで住登外者として管理しており、このような住登外の扱いを考慮すべきだと考える。

(座長) 住登外者も含めて住基とは別の DB で管理することが望ましい。

⑥区域外就学における協議書の運用について

(事務局) 前回の有識者検討会の議論にもあった通り、協議書を標準仕様に取り込むことを検討している。ベンダは標準帳票を持っているにも関わらずヒアリング自治体ではシステム外の運用になっている自治体が多かったため、ベンダ帳票が使われていない理由が知りたい。

(「別紙3 区域外就学協議書等サンプル」について説明を含む)

(委員1) 表示項目の取捨や印字位置など、簡易なカスタマイズがユーザーにおいて、可能な仕様とすべき。

(委員3) システム標準化は必要だが、全国の自治体で行っている事務であるので、前提として事務の標準化を行う必要があるのではないかと。

(委員2) 帳票レイアウト自体に問題はないが、実運用では教育委員会内の起案・決裁が必要であり、システムだけでは完結出来ない。教育委員会内部で紙に出力して起案・決裁をし、紙で他団体へ送付している。

(主管室) ベンダが用意している標準様式はあるが、採用しない自治体もある。押印や書類手続きは法令上求められていない。まずは、標準帳票を定めることで、慣例的に使用している個別の帳票様式から脱する方向としたい。最終的には広くベンダ・自治体への意見をヒアリングした上で決定するが、現時点では標準様式を定める方針とする。

⑦小中学校と特別支援学校等の副次的な学籍管理について

(事務局) 中教審により今後求められるため、標準仕様とする想定だが、ヒアリング自治体の多くは、副籍情報はメモで管理している程度であり、情報をいただきたい。

(「別紙4 入級等決定通知書」について説明を含む)

(委員1) 学籍情報だけではなく、発達支援・通級教室に関する情報もまとめて管理できることが望ましい。

(委員3) 特別支援学校も小中学校の場合と同様に学籍管理を行っている。通級教室に関する情報については、学齢簿システムとは別で管理されており、学校側では校務支援システムで管理している。学齢簿システム側では現状、「参考様式②：市町組合教育委員会→特別支援学校（児童生徒名、副籍校名、意向等一覧）」は管理していないと思われる。

(座長) 上記の情報を踏まえて、事務局で再度検討していく。

⑧外国人の就学推進について

(事務局) ヒアリング自治体の中で、管理しているところはなかったが、文科省より今後管理するよう求められるため、情報をいただきたい。

(委員2) 当自治体では、海外就学している児童生徒は、照会書を使用して確認している。年間で50~60名程度で、大きな事務負担はない。照会書は

Excel で作成しているが、システムから出力できれば負担軽減が見込める。

(主管室) 「別紙 5 外国人出入国記録照会書」と使用している様式に項目差はあるか。

(委員 2) 記載の順番は異なるが、内容は同じ。今使用している様式を提供することも可能。

(主管室) 不就学の管理までを学齢簿システムで管理すべきか、照会書出力もできたほうが良いか。

(委員 2) 必須ではないが、あるに越したことはない。

(委員 3) 当自治体でのシステム調達時の仕様に不就学者の把握が含まれており、事務として行っているようだ。

※後日庁内担当者より、現在は何か確認する事柄が発生しない限りは、実質行っていないことを確認。

(委員 1) 標準様式で整えるのは良いが、アウトプットは帳票に限定せず、データセットで出力できるようにした方が良いのでは。

(委員 4) 必須ではないが、あった方が良い。

(座長) 上記の情報を踏まえて、事務局で再度検討していく。

(3) 議題 2 帳票要件に関する事項について

(事務局) 資料 2 の「2. 帳票要件に関する事項」について説明し、基本的な考え方に賛同いただけるかどうかを確認したい。

(委員 1) 事務局の方向で良いと考える。他システムとの連携を考え、データセットでの出力を検討して欲しい。

(委員 4) データセットであると良い。当自治体では、他自治体から紙で貰い宛名を一件ずつ登録している。データで取り込めたら事務は軽減できる。一覧表・集計表の出力も事務局の方針に賛同する。

(委員 3) 事務局に賛同する。資料 2 の 2. a. 2) の「業務を正確に遂行するために必要な帳票」とは何か、等の線引きが難しいが、基本的には事務として決裁行為で必要なものだけ帳票出力し、他はデータで良いのではないか。

(委員 2) 事務局に賛同する。

(座長) 「別紙 6 検討テーマ参考資料『帳票要件に関する事項』」に関して意見はあるか。

(委員 1) 使う・使わないは選択できる前提として、一般的に使用するものは揃えておいた方がいい。

(委員 4) 精査は必要である。

(委員 3) 精査は必要である。後日意見として伝える。

(委員 2) 精査は必要である。

(座長) 事務局の考え方に賛同が得られたため、引き続き事務局にて具体的な検討を行っていく。

以下、意見交換

(委員 1) システム移行時に、他システムとの連携について十分な洗い出しができず、データの入出力項目について、後から改修が必要となる場合がある。学齢簿システムでは、データの受け口となるインターフェースの項目や、他システム連携のための出力可能項目は網羅的に定義すべき。

(座長) データ要件の標準化がなされていく必要がある。

(委員 2) 区域外就学の DV 情報の管理について、本自治体では、区域外就学を受付けるのは教育委員会である。システムに合わせて運用が変わっていくことも考えられ、運用の見直しも見据えた標準化を検討して欲しい。

(座長) システム標準化と同時に業務プロセスの標準化が重要となる。自治体としてデータの持ち方そのものを検討する必要もある。

(事務局) データ要件・システム連携は省庁横断的に IT 室で担っていくと聞いている。

(IT 室) 今後の検討事項だが、具体案があれば教えて欲しい。

(事務局) 本日の委員からの意見を元に機能要件書案を作成する。次回の有識者検討会で承認を頂きたい。

(4) 事務連絡

次回の有識者検討会議は、3月17日(水)15:00～※

全ヒアリング自治体の分析結果を基に、標準仕様化の最終検討を行う。

※2月9日(木)に、実施日時を3月18日(木)15:00に変更した。

以上